

お知らせ

記者発表資料 | 平成31年4月26日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
 中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、営業所長が公契約関係競売入札妨害容疑により逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社九電工 福岡県福岡市南区那の川1-23-35

2. 指名停止措置期間

平成31年4月26日 ～ 平成31年6月25日 (2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

福岡県築上町が発注した、し尿処理施設建設工事を巡り事前に株式会社九電工に便宜を図ったとして、福岡県警察本部は、平成31年3月9日、同町の環境課長を官製談合防止法違反で、株式会社九電工の行橋営業所長を公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕した。

また、当該業者の営業所長は、便宜供与の見返りとして、同町町議に現金を渡した贈賄の疑いで、3月30日に福岡県警に再逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又談合）及びこれを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱について」及び「国土交通省所掌の物品調達契約に係る指名停止等の扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、 <u>一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</u> イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内

